

高知市母子・父子自立支援員(会計年度任用職員) 募 集 要 項

【受付期間：令和 7 年 11 月から採用決定するまで】

1 募集内容

(1) 人員及び職務内容

人 員	1 人
職務内容	◆母子及び父子並びに寡婦福祉法による制度に関する業務 (窓口・電話対応、制度説明、データ入力、書類作成、書類審査補助等) ◆母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象にした相談指導、情報提供 ◆その他、所属長が必要と認める業務

(2) 応募資格

心身ともに健全であり、 ① 次のいずれかに該当する。 1 行政機関において、児童福祉に関する業務に 3 年以上従事した経験を有すること。 2 就業、就学、労働又は社会福祉に関する相談業務に 3 年以上従事した経験を有すること。 3 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、社会福祉又は精神保健福祉に関する相談業務に 1 年以上従事した経験を有すること。 ② パソコンの基本操作ができる者

(注) 上記の資格を有する人であっても、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

◇ 地方公務員法第 16 条 ◇

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 (略)
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 雇用期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（更新可能性あり）

※ 1 月 1 日時点で採用決定していなければ、雇用開始日は選考日以降の日となります。

※ 雇用開始から 1 か月間は条件付採用（試用期間に相当）です。

※ 新年度の雇用は、高知市の予算成立が条件です。

(4) 勤務場所 高知市子育て給付課（本庁舎 3 階）

2 勤務条件

身 分	会計年度任用職員
勤務時間	9時～16時 又は 10時15分～17時15分 (いずれも12時～13時は休憩)
週休日等	週 休 日 土曜日、日曜日 休 日 国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで） 年次有給休暇 1月1日から3月31日までの間、2日
報 酬 等	報 酬 月額155,612円～199,277円 ※報酬及び昇給は、母子・父子自立支援員としての勤務年数による 通 勤 手 当 2km以上の場合、最安ルート額を支給（上限あり） 期末手当・勤勉手当 雇用期間が6か月以上の場合、6月・12月に支給
社会保険	雇 用 保 険 雇用期間が31日以上の場合、加入 健康保険及び厚生年金 雇用期間が2か月を超える場合、加入

3 応募方法

(1) 提出書類

- ① 履歴書 A4判（市販のもので可）。3か月以内に撮影した顔写真を貼付
- ② 応募動機 A4判1枚程度。任意の様式で、400字程度にまとめてください。
- ③ 欠格条項申告書 別紙のとおり

(2) 提出方法

郵送又は直持
※直持の場合、受付は平日8時30分から17時15分までです。
本庁舎3階、301-2窓口までお越しください。

(3) 提出先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号
高知市子育て給付課 管理担当 山脇
※封筒左端に《自立支援員 応募》と朱書きしてください。

4 選考方法

- (1) 第1次審査 書類選考
- (2) 第2次審査 面接（時間・場所は、第1次審査に合格された方に電話でお知らせします。）
- (3) 結果通知 郵送

5 お問い合わせ先

高知市子育て給付課 管理担当 山脇 （電話 088-823-9447）